

↳ 連帯債務者がいる場合の住宅ローン控除

Q : 当社の社員に住宅ローン控除を受けた人がいますが、借入金が奥さんと連帯債務になっています。この場合の借入金の残高はどのように計算したらいいのですか？

A : 次の算式により計算します。

【解説】

住宅ローンを連帯債務で負担している場合の年末残高は、次の算式により求めることとなっています。

(連帯債務者による住宅借入金等の年末残高) × (控除を受ける者が負担する割合) = (連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける者が負担すべき部分の年末残高)

この場合の「控除を受ける者が負担すべき割合」は、当初の確定申告の際に「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」又は「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記載した負担割合となります。

なお、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」を提出する際には、備考欄に、他の連帯債務者(奥さん)に住宅借入金等の残高のうち連帯債務者が負担する金額を記載してもらい、そこに住所及び氏名(その者が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地と名称)の記入・押印をしてもらってください。

